投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)

3 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利	3 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利
とする。	0
号、第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利	五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする
(第七号及び第八号に係る部分に限る。) の規定に基づき同項第四	号及び第八号に係る部分に限る。)の規定に基づき同項第四号、第
法第百五十条第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項	法第百五十条において準用する会社法第八百二十八条第一項(第七
る会社法第八百二十八条第一項 (第五号に係る部分に限る。) 及び	る会社法第八百二十八条第一項 (第五号に係る部分に限る。)及び
第四号に係る部分に限る。)、第百四十二条第六項において準用す	第四号に係る部分に限る。)、第百四十二条第六項において準用す
条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項(条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項 (
て準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに法第八十八	て準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに法第八十八
八第一項、第百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項におい	八第一項、第百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項におい
法第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の	法第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の
2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、	2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、
の無効を主張する権利とする。	の無効を主張する権利とする。
条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為	条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為
及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八	及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八
、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項	、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項
は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項	は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項
第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利	第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利
(指図行使すべき株主権等)	(指図行使すべき株主権等)
現	

おいて準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。 | 第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び同法第十四条第一項には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項(|

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

する方法とする。 | 掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示第百六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に | な

| 法第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項

第二号 ニー 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第七項

五 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第三項

おいて準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び同法第十四条第一項には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項(

に掲げる行為の無効を主張する権利とする。) の規定に基づき同号権利並びに資産流動化法第百十二条において準用する会社法第八百四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく四十二条第一項(第五号に係る部分に限る。) の規定に基づく四十二条第一項(第五号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権令第十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の権

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示第百六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に

する方法とする。

一 法第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項

第二号 ニュー 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第七項

四 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十一条第三項三 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第五項

五 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第三項

第二号

第二号

第二項第二号

七 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条

の二第二項第三号

八 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条

の六第三項第三号

九 法第八十八条の五第二項において準用する会社法第二百五十二

十一 ・去第九十四条第一項こ十 ・ 法第九十二条の二第五項

条第二項第二号

四項第二号 一四項第二号 一項において準用する会社法第三百十八条第

十三 法第百十五条第一項において準用する会社法第三百七十一条

十四 法第百十五条の二第四項において準用する会社法第三百九十

六条第二項第二号

第二項第二号

十五 法第百二十八条の三第一項第二号

条第三項第三号十六 法第百三十二条第二項において準用する会社法第四百四十二

第二項第二号-七 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十四条

第二号

六 法第七十七条の三第三項において準用する会社法第百二十五条

第二項第二号

(新設)

(新設)

六の二 法第八十八条の五第二項において準用する会社法第二百五

十二条第二項第二号

七 法第九十二条の二第五項

八 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第七項

第二号

九 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十八条第四

項第二号

十 法第百十五条第一項において準用する会社法第三百七十一条第

六条第二項第二号

法第百十五条の二第四項において準用する会社法第三百九十

||項第||号

十二 法第百二十八条の三第一項第二号

〒三 法第百三十二条第二項において準用する会社法第四百四十二

条第三項第三号

十四 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十四条

第二項第二号

T八 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三

十一条第三項第二号

第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項又は第百四十九 法第百四十九条第二項第三号 (法第百四十九条の六第二項、

十九条の十六第三項において準用する場合を含む。)

二十 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百七

十一条第二項第二号

(投資主による責任追及等の訴えの提起の請求方法)

る事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げ三項、第百二十七条第二項及び第百五十四条の七において準用する四条第四項、第八十八条の十七第四項、第百十六条、第百十九条第第百二十五条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十

一被告となるべき者

一 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(投資法人が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げ三項、第百二十七条第二項及び第百五十四条の七において準用する四条第四項、第八十八条の十七第四項、第百十六条、第百十九条第第百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十

十五 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三

十一条第三項第二号

第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項又は第百四十六 法第百四十九条第二項第三号(法第百四十九条の六第二項、

十九条の十六第三項において準用する場合を含む。)

十七 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百七

十一条第二項第二号

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提及び第百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第四四条第四項、第百十六条、第百十九条第三項、第百二十七条第二項第百二十六条 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、法第	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	その理由	前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及び	法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての	第百二十七条第二項及び第百五十四条の七において準用する会社	項、第八十八条の十七第四項、第百十六条、第百十九条第三項、	法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四	含む。)	投資法人が行った調査の内容 (次号の判断の基礎とした資料を	とする。	る事頁を记載 ノミ書面の是出又は当亥事頁の電兹勺与去こよる是共
三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、前者		第一の二		二 一般事務受託者 第百六十条第一項を除き、以下同じ。)	八一役員等(法第百十五条の六第一項に規定する役員等をいう。	口設立時執行役員及び設立時監督役員	イ設立企画人	有無についての判断及びその理由	一号に掲げる者をいう。次号において同じ。) の責任又は義務の	する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第	第三項、第百二十七条第二項及び第百五十四条の七において準用	十七条の二第六項、第八十四条第四項、第百十六条、第百十九条	二 請求対象者(次に掲げる者のうち、法第七十五条第七項、第七	含む。)	一 投資法人が行った調査の内容 (次号の判断の基礎とした資料を	当又は当該事項の電磁的方法による提供とする	出又よ当亥事頁の電兹勺宁去こよる是共ニする。

る会社法第二百十二条第一項 (第二号を除く。) 若しくは第二百 又は法第百二十七条第一項、法第八十四条第一項において準用す 及する訴え、法第七十七条の二第三項の利益の返還を求める訴え 条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の責任を追 しないときは、その理由 七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二 (第一項第 十三条の二 (第一項第二号を除く。) 若しくは法第八十八条の十 七十五条第七項、 号及び第三号を除く。 第百十六条、)の規定による支払を求める訴えを提起 第百十九条第三項及び第百五十四

(投資口の併合に関する事前開示事項)

第百三十一条の二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法 掲げる事項とする。 第百八十二条の二第 一項に規定する内閣府令で定める事項は、 次に

の相当性に関する事項 する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め 次に掲げる事項その他の法第八十一条の二第二項において準用

い場合にあっては、その旨) に関する規則第六十二条第六号に規定する支配投資主をいう。 がある場合には、 投資口の併合をする投資法人に支配投資主(投資法人の計算) の利益を害さないように留意した事項 (当該事項がな 当該投資法人の投資主 (当該支配投資主を

法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をする

> 起しないときは、その理由 条第一項 (第二号を除く。) の規定による支払を求める訴えを提 若しくは法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二 の二第三項の利益の返還を求める訴え又は法第百二十七条第一項 号イからホまでに掲げる者の責任を追及する訴え、法第七十七条

(新設)

び当該額の相当性に関する事項当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及当該処理により投資主に交付することが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、

する会社法第百八十二条の二第一項第一号に規定する日をいう その内容 (備置開始日 (法第八十一条の二第二項において準用 法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、 の日)後に重要な財産の処分、 日 (最終営業期間がない場合にあっては、当該投資法人の成立 当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。) の末 細書につき法第百三十一条第二項の承認を受けた場合における 計算書類 (同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。)、資 ては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあっ 産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明 十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。 当該投資法人において最終営業期間(各営業期間(法第百二 次号において同じ。) 後投資口の併合がその効力を生ずる日 重大な債務の負担その他の投資 に係る

法人の成立の日における貸借対照表当該投資法人において最終営業期間がないときは、当該投資

項 一 法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に対し、前項	法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に対し、前項
に掲げる事項とする。	に掲げる事項とする。
次 2 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次	2 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、
る投資法人にあっては、六月とする。	
る営業期間をいう。以下同じ。) とし、当該営業期間が六月を超え	る投資法人にあっては、六月とする。
え 期間は、当該投資法人の営業期間 (法第百二十九条第二項に規定す	期間は、当該投資法人の営業期間とし、当該営業期間が六月を超え
る 第百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める	第百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める
(投資口の分割の通知)	(投資口の分割の通知)
項	五 前各号に掲げるもののほか、投資口の併合に関する重要な事項
数	
	三 法第八十八条の規定による手続の経過
	の三の規定による請求に係る手続の経過
条	
	投資口の併合が効力を生じた日
	掲げる事項とする。
	第百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に
法 (新設)	第百三十一条の三 法第八十一条の二第二項において準用する会社法
	(投資口の併合に関する事後開示事項)
	前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
`	三 備置開始日後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に、

口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金

一 前条第三号に掲げる事項を規約で定めた投資法人にあっては、 該投資口の発行の日及び払込金額 (法第八十二条第一項第二号に 前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当

第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の

規定する払込金額をいう。次条において同じ。

(払込金額の公示の方法)

第百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、 当該払込金額が適用される募集投資口(法第八十二条第一項に規定

する募集投資口をいう。以下同じ。) と引換えにする金銭の払込み の期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなけれ

ばならない。

ばならない。

への掲載

国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙

般事務受託者の営業所における掲示 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行う全ての一

2 と引換えにする金銭の払込みの期日を明示してしなければならない 前項の払込金額の公示は、 当該払込金額が適用される募集投資口

口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金

銭の額

一 前条第三号に掲げる事項を規約で定めた投資法人にあっては、 該投資口の発行の日及び払込金額 (法第八十二条第一項第二号に 前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当 規定する払込金額をいう。次条において同じ。

第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の

総口数

Ξ

(払込金額の公示の方法)

第百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は 当該払込金額が適用される募集投資口と引換えにする金銭の払込み の期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなけれ

、の掲載 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙

二 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行うすべての 般事務受託者の営業所における掲示

2 と引換えにする金銭の払込みの期日を明示してしなければならない 前項の払込金額の公示は、 当該払込金額が適用される募集投資口

第百三十七条の二 第百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合 者とする。 は、次に掲げる場合であって、投資法人が同条第一項の申込みをし 百十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、 ようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合と (申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合) (出資の履行の仮装に関して責任をとるべき執行役員等) 次に掲げる者 する書面その他の資料を提供している場合 すべき事項を電磁的方法により提供している場合 百八条第三項に規定する出資の履行をいう。 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載 出資の履行の仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当 の仮装に関する職務を行った執行役員 出資の履行 (法第八十四条第一項において準用する会社法第1 執行役員 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員 当該役員会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した 法第八十四条第一項において準用する会社法第二 次号において同じ。 次に掲げる 第百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合 (新設) ようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合と は、次に掲げる場合であって、投資法人が同条第一項の申込みをし (申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合) する書面その他の資料を提供している場合 すべき事項を電磁的方法により提供している場合 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当

(新投資口予約権に係る払込みの仮装に関して責任をとるべき執行

第百三十九条の三 法第八十八条の十七第三項において準用する会社 (新設)

法第二百八十六条の三第 一項に規定する内閣府令で定める者は、 次

に掲げる者とする。

二百八十六条の二第一項第二号の払込みをいう。 払込み(法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第 次号において同

の仮装に関する職務を行った執行役員

二 払込みの仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、 次に

掲げる者

当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

当該役員会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した執行

(新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合)

第百三十九条の四(法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で 定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に

規定する投資口の価格とする方法とする。

の成立価格 休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引 いう。) における当該投資口を取引する市場における最終の価格 (当該行使日に売買取引がない場合又は当該行使日が当該市場の 新投資口予約権の行使の日 (以下この条において「行使日」と

(新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合)

第百三十九条の三 法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で 定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に 規定する投資口の価格とする方法とする。

の成立価格 休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引 いう。) における当該投資口を取引する市場における最終の価格 新投資口予約権の行使の日 (以下この条において「行使日」と (当該行使日に売買取引がない場合又は当該行使日が当該市場の

- 11 -

おいて同じ。)の対象であるときは、当該行使日における当該公する外国の法令に基づく制度をいう。第二百四条第一項第二号にて準用する場合を含む。)に規定する公開買付け及びこれに相当二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項におい一 行使日において当該投資口が公開買付け等(金融商品取引法第

(招集の決定事項)

開買付け等に係る契約における当該投資口の価格

。) とする。
でに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除くる事項は、次に掲げる事項 (規約に第三号又は第五号から第七号ま第百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定め

あるとき(次に掲げる場合を除く。)は、その場所を決定した理あるとき(次に掲げる場合を除く。)は、その場所を決定した理去に開催した投資主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所で一 法第九十条の二第一項第一号に規定する投資主総会の場所が過

イ 当該場所が規約で定められたものである場合

資主全員の同意がある場合 当該場所で開催することについて投資主総会に出席しない投

第百四十九条第三号及び第四号並びに第百五十条第三号に掲げるう。以下同じ。)に記載すべき事項(第百四十二条の二第三号、考書類(法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類を1)第百四十二条から第百五十四条までの規定により投資主総会参

開買付け等に係る契約における当該投資口の価格 おいて同じ。)の対象であるときは、当該行使日における当該公する外国の法令に基づく制度をいう。第二百四条第一項第二号に二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項におい二 行使日において当該投資口が公開買付け等(金融商品取引法第

(招集の決定事項)

。)とする。
でに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除くる事項は、次に掲げる事項(規約に第三号又は第五号から第七号ま第百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定め

あるとき(次に掲げる場合を除く。)は、その場所を決定した理去に開催した投資主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所で一法第九十条の二第一項第一号に規定する投資主総会の場所が過

由

資主全員の同意がある場合 コー当該場所で開催することについて投資主総会に出席しない投イ 当該場所が規約で定められたものである場合

四号並びに第百五十条第三号に掲げる事項を除く。)う。以下同じ。)に記載すべき事項(第百四十九条第三号及び第考書類(法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類を17年)の規定により投資主総会参一 第百四十二条から第百五十四条までの規定により投資主総会参

事項を除く。)

- る旨を定めるときは、その特定の時以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とす第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過した日三 特定の時(投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一条
- 供する投資主総会参考書類に記載しないものとする事項四(第百五十四条第一項の措置をとることにより投資主に対して提)
- 決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該投資主の議へで議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決条の二第一項又は第九十二条の二第一項)の規定により重複した場合にあっては、法第一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項(法第九十六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項(法第九十六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項(法第九十六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項(法第九十六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項(法第九十二条第一页)
- に掲げる事項 に掲げる事項を定めたときは、次七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次
- 使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時た日以後の時に限る。)をもって電磁的方法による議決権の行条第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過しイ 特定の時(投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一
- 当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面(ロ 法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に

る旨を定めるときは、その特定の時以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とす第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過した日に 特定の時(投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一条

Ξ

- 供する投資主総会参考書類に記載しないものとする事項四(第百五十四条第一項の措置をとることにより投資主に対して提

- に掲げる事項
 ・ 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次
- 使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時た日以後の時に限る。)をもって電磁的方法による議決権の行条第一項本文の規定により通知を発した日から二週間を経過しイ 特定の時 (投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一
- 当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面(口 法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に

ときは、その旨 規定による電磁的方法による提供を含む。) をすることとする同じ。) の交付 (当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の同項に規定する議決権行使書面をいう。第百五十五条において

ついての定めがある場合を除く。)は、その事項よる議決権の行使に関する事項を定めるとき(規約に当該事項に人の資格を含む。)を証明する方法、代理人の数その他代理人にの規定による代理人による議決権の行使について、代理権(代理八 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第一項

八

についての定めがある場合を除く。) は、その方法項の規定による通知の方法を定めるとき (規約に当該通知の方法九 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十三条第二

(投資口の併合に関する議案)

場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなけ第百四十二条の二(執行役員が投資口の併合に関する議案を提出する)

一当該投資口の併合を行う理由

ればならない。

ときは、その旨規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとする同じ。)の交付 (当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の同項に規定する議決権行使書面をいう。第百五十五条において

ついての定めがある場合を除く。) は、その事項とる議決権の行使に関する事項を定めるとき (規約に当該事項に人の資格を含む。)を証明する方法、代理人の数その他代理人にの規定による代理人による議決権の行使について、代理権 (代理法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第一項

についての定めがある場合を除く。) は、その方法項の規定による通知の方法を定めるとき (規約に当該通知の方法、法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十三条第二

(新設)

(会計監査人の選任に関する議案)

ればならない。 場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなけ第百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する

| 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定め

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場

所、生年月日及び略歴

在場所及び沿革 との名称、主たる事務所の所 との名称、主たる事務所の所

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 法第百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは

、その意見の内容の概要

とき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容いて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結している四、候補者と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二項にお

経過しない者であるときは、当該処分に係る事項 一 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を

の概要

総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項場合における当該処分に係る事項のうち、当該投資法人が投資主六、当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である

(会計監査人の選任に関する議案)

場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなけ第百四十五条(執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する

ればならない。

る事項

所、生年月日及び略歴 イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場

年昜沂及び沿革口 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所

一 就任の承諾を得ていないときは、その旨在場所及び沿革

三 法第百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは

その意見の内容の概要

(新設)

経過しない者であるときは、当該処分に係る事項四、当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を

総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項場合における当該処分に係る事項のうち、当該投資法人が投資主五、当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である

、その内容 当該候補者が次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口

該親法人又は当該親法人の子法人 (当該投資法人を除く。) 人をいう。口において同じ。)がある場合 当該投資法人、当 当該投資法人に親法人 (法第八十一条第一項に規定する親法

資法人の子法人 当該投資法人に親法人がない場合 当該投資法人又は当該投

役員等 (法第百十五条の六第一項に規定する役員等をいう。第百六三総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた百十五条の六第六項 (同条第十一項又は第十二項において読み替え第百四十八条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第第10年代の発表では、投資の表別の表別のでは、というのでは、対策を表別を表別のでは、対策を表別が、対策を表別のでは、対象のでは、対象ので

| 一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又り強定規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき、 賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(法以外の利益及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第の利益及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第の利益及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第の利益及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

(新設)

(新設)

役員等に与える第百六十八条に規定する財産上の利益の内容を記載百十五条の六第六項(同条第十一項又は第十二項において読み替えむ。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資む。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資が出来の一次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第第百四十八条の二次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第第百四十八条の一次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第第百四十八条の一次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第

六十八条に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならない 十条第一項及び第二百四十四条を除き、 以下同じ。)に与える第百

を免除した場合 法第百十五条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任

法第百十五条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員

る部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとさ 第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超え 等の責任を免除した場合 法第百十五条の六第十二項において読み替えて準用する会社法

投資主提案の場合における記載事項

第百五十三条 議案が投資主の提出に係るものである場合には、投資 場合(投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして げる事項が投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切で 主総会参考書類には、次に掲げる事項 (第三号から第五号までに掲 を記載しなければならない。 定めた分量を超える場合を含む。 ない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている) にあっては、当該事項の概要)

- 議案が投資主の提出に係るものである旨
- 議案に対する役員会の意見があるときは、その意見の内容

投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五

しなければならない。

を免除した場合 法第百十五条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任

一 法第百十五条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員

る部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとさ 第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超え 等の責任を免除した場合 法第百十五条の六第十二項において読み替えて準用する会社法

(投資主提案の場合における記載事項)

れた場合

第百五十三条 議案が投資主の提出に係るものである場合には、 載しなければならない。 程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合 事項が投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない 主総会参考書類には、次に掲げる事項 (第三号又は第四号に掲げる た分量を超える場合を含む。)にあっては、当該事項の概要)を記 (投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定め

- 議案が投資主の提出に係るものである旨
- Ξ 議案に対する役員会の意見があるときは、その意見の内容 投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五

1 執行役員 第百四十三条に規定する事項

ロ 監督役員 第百四十四条に規定する事項

ハ 会計監査人 第百四十五条に規定する事項

(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。本文の規定による請求に際して第百四十二条の二に規定する事項本文の規定による請求に際して第百四十二条の二に規定する事項を決して第百四十二条の二に規定する事項を決しての規定による。

3 二以上の投資主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場資主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。、投資主総会参考書類には、その議案及びこれに対する役員会の意2 二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には2 二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には

四

ロ 監督役員 第百四十四条に規定する事項イ 執行役員 第百四十三条に規定する事項

(新設)

八

会計監査人

第百四十五条に規定する事項

することを要しない。合には、投資主総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第百五十四条 信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の 置く措置(第百十四条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インタ する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、 置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。 書類を投資主に対して提供したものとみなす。 をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考 用する方法によって行われるものに限る。 公衆送信する機能を有する装置をいう。 次項において同じ。) を使 用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動 続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に のを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出 ネットに接続された自動公衆送信装置 (公衆の用に供する電気通 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるも 第三項において同じ。) ただし、この項の措 継

議を

三 次項の規定により投資主総会参考書類に記載すべき事項会参考書類に記載することとしている場合における当該事項るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総一、 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二

することを要しない。合には、投資主総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるもめがある場合に限る。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出のを除く。)に係る情報を、当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継ずる時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継げる方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該規供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定とがある場合に限る。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定期は、当該事項を記載した投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるも第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものがある場合に限る。

議案

三 次項の規定により投資主総会参考書類に記載すべき事項会参考書類に記載することとしている場合における当該事項るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二

四 除く。)につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議 を述べている場合における当該事項 投資主総会参考書類に記載すべき事項(前各号に掲げるものを

2 提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによっ 置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別する に当該情報を記録することができるものを記載しなければならない て当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイル ための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の 同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措 前項の場合には、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に 2

3 電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措 項の規定は、 同項各号に掲げる事項に係る情報についても、

置をとることを妨げるものではない。

(補欠の役員の選任)

第百六十三条 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二 定めるところによる。 十九条第三項の規定による補欠の役員の選任については、この条の

- 2 項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げ る事項も併せて決定しなければならない。 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三
- 当該候補者が補欠の役員である旨

四 除く。)につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議 を述べている場合における当該事項 投資主総会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを

置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別する て当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイル 提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによっ ための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の に当該情報を記録することができるものを記載しなければならない 同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措 前項の場合には、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に

(新設)

(補欠の役員の選任)

第百六十三条 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二 十九条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の 定めるところによる。

- 2 項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げ る事項も併せて決定しなければならない。 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第一
- 当該候補者が補欠の役員である旨

て選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員とし

Ξ 同一の役員 (二以上の役員の補欠として選任した場合にあって

は、当該二以上の役員)につき二人以上の補欠の役員を選任する ときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

四 あるときは、その旨及び取消しを行うための手続 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合が

3 開始の時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間 の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する投資主総会の を短縮することを妨げない。 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、 規約に別段 3

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第百九十三条 項は、次に掲げる事項とする 法第百四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事

合併対価の相当性に関する事項

合併対価について参考となるべき事項

二の二 吸収合併に係る新投資口予約権の定めの相当性に関する事

計算書類等に関する事項

四 議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。) (法第百四十九条の四第一項の規定により吸収合併について異 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債

> て選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員とし

Ξ は、当該二以上の役員) につき二人以上の補欠の役員を選任する 同一の役員 (二以上の役員の補欠として選任した場合にあって

ときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

兀 あるときは、その旨及び取消しを行うための手続 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合が

開始の時までとする。ただし、 の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する投資主総会の を短縮することを妨げない。 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、 投資主総会の決議によってその期間 規約に別段

(吸収合併消滅法人の事前開示事項)

第百九十三条 法第百四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事 項は、次に掲げる事項とする。

合併対価の相当性に関する事項

合併対価について参考となるべき事項

二の二 吸収合併に係る新投資口予約権の定めの相当性に関する事

Ξ 計算書類等に関する事項

四 務(法第百四十九条の四第一項の規定により吸収合併について異 議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。) 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債

の履行の見込みに関する事項

- 五 号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 る日のいずれか早い日をいう。第五項において同じ。)後、 吸収合併契約等備置開始日 (法第百四十九条第一項各号に掲げ 前各
- 2 付する当該吸収合併存続法人の投資口又は金銭をいう。 に際して吸収合併消滅法人の投資主に対してその投資口に代えて交 この条において「合併対価」とは、吸収合併存続法人が吸収合併

2

- 掲げる事項についての定め (当該定めがない場合にあっては、当該 次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは
- 当性に関する事項 合併対価の総計 (投資口の総数及び金銭の総額をいう。) の相

定めがないこと)の相当性に関する事項とする。

- 下関係にある投資主を除く。)の利益を害さないように留意した 資法人の計算に関する規則第二条第二項第四号に規定する共通支 事項(当該事項がない場合にあっては、その旨) 該吸収合併消滅法人の投資主 (当該吸収合併消滅法人と共通支配 配下関係をいう。以下この号において同じ。)にあるときは、 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人とが共通支配下関係 当 **分**
- とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項 (法第百四十九条 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項 合併対価として金銭を選択した場合にあっては、その理由

第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一

の履行の見込みに関する事項

- 五 号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 る日のいずれか早い日をいう。第五項において同じ。)後、 吸収合併契約等備置開始日 (法第百四十九条第一項各号に掲げ 前各
- に際して吸収合併消滅法人の投資主に対してその投資口に代えて交 付する当該吸収合併存続法人の投資口又は金銭をいう。 この条において「合併対価」とは、吸収合併存続法人が吸収合併
- 3 掲げる事項についての定め (当該定めがない場合にあっては、当該 定めがないこと)の相当性に関する事項とする。 次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」 -とは
- 当性に関する事項 合併対価の総計 (投資口の総数及び金銭の総額をいう。) の相
- 資法人の計算に関する規則第二条第二項第四号に規定する共通支 下関係にある投資主を除く。) の利益を害さないように留意した 配下関係をいう。以下この号において同じ。)にあるときは、 事項(当該事項がない場合にあっては、その旨) 該吸収合併消滅法人の投資主 (当該吸収合併消滅法人と共通支配 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人とが共通支配下関係 (投 当
- 合併対価として金銭を選択した場合にあっては、 その理由
- 4 _ 第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は Ξ とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項(法第百四十九条 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項

部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅法人の総投資主 の同意がある場合にあっては、当該同意があったものを除く。)と

- 当該吸収合併存続法人の規約の定め
- 価の方法に関する事項 次に掲げる事項その他の合併対価として交付される投資口の換
- 当該投資口を取引する市場
- 当該投資口の取引の媒介、 取次ぎ又は代理を行う者
- 三 合併対価として交付される投資口に市場価格があるときは、 の価格に関する事項 そ
- 5 掲げる事項についての定めの相当性に関する事項とする。 定めの相当性に関する事項」とは、法第百四十七条第一項第四号に 第一項第二号の二に規定する「吸収合併に係る新投資口予約権の
- 6 掲げる事項とする。 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、 次に
- 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項
- 存続法人の成立の日における貸借対照表)の内容 に係る計算書 (最終営業期間がない場合にあっては、吸収合併 最終営業期間に係る計算書類、 資産運用報告及び金銭の分配

部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅法人の総投資主 の同意がある場合にあっては、 当該同意があったものを除く。)と

- 当該吸収合併存続法人の規約の定め
- 次に掲げる事項その他の合併対価として交付される投資口の換
- 価の方法に関する事項
- 当該投資口を取引する市場
- 当該投資口の取引の媒介、 取次ぎ又は代理を行う者

- 三 合併対価として交付される投資口に市場価格があるときは、 の価格に関する事項 そ
- 5 定めの相当性に関する事項」とは、法第百四十七条第一項第四号に 掲げる事項についての定めの相当性に関する事項とする 第一項第二号の二に規定する「吸収合併に係る新投資口予約権の
- 6 掲げる事項とする。 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、 次に
- 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項
- 1 がない場合にあっては、 業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。) に係る計算書 き法第百三十一条第一 第二項に規定する計算書類をいう。 以下同じ。 告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につ 最終営業期間 資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書(最終営業期間 (各営業期間に係る計算書類 |項の承認を受けた場合における当該各営 吸収合併存続法人の成立の日における (法第百 資産運用報 一十九条

本日後に生じた事象の内容に限る。) 本日後に生じた事象の内容に限る。) 本日後に生じた事象の内容に限る。) 本日後の収合併存続法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な を吸収合併存続法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な ですることとなる場合にあっては、当該新たな最終営業期間が 存することとなる場合にあっては、当該新たな最終営業期間が を与え をのいる。)

二 吸収合併消滅法人についての次に掲げる事項

合併消滅法人の成立の日における貸借対照表口 吸収合併消滅法人において最終営業期間がないときは、吸収

吸収合併存続法人の事後開示事項

る事項は、次に掲げる事項とする。第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定め

貸借対照表)の内容

吸収合併消滅法人についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅法人において最終営業期間の末日(最終営業期間の末日(最終営業期間の末日(最終営業期間の末日(最終営業期間の末日(最終営業期間の末日(最終営業期間の末日(最終営業期間の末日(最終営業期

合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

吸収合併消滅法人において最終営業期間がないときは、

(吸収合併存続法人の事後開示事項)

| る事項は、次に掲げる事項とする。| 第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定め

一 吸収合併が効力を生じた日	一 吸収合併が効力を生じた日
吸収合併消滅法人における次に掲げる事項	
イ 法第百四十九条の三及び第百四十九条の三の二の規定並びに	条の三の二の規定並びに法第百四十九条の四の規定による手続の
法第百四十九条の四の規定による手続の経過	経過
ロ 法第百五十条において準用する会社法第七百八十四条の二の	
規定による請求に係る手続の経過	
イ 法第百四十九条の八の規定及び法第百四十九条の九において	百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四の規定によ
準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過	る手続の経過
ロ 法第百五十条において準用する会社法第七百九十六条の二の	
規定による請求に係る手続の経過	
四 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継	四 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継
した重要な権利義務に関する事項	した重要な権利義務に関する事項
五 法第百四十九条第一項の規定により吸収合併消滅法人が備え置	五 法第百四十九条第一項の規定により吸収合併消滅法人が備え置
いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項 (吸収合併	いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項 (吸収合併
契約の内容を除く。)	契約の内容を除く。)
六 法第百六十九条第一項の変更の登記をした日	六 法第百六十九条第一項の変更の登記をした日
七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項	七(前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
(新設合併設立法人の作成事項)	(新設合併設立法人の作成事項)
第百九十七条 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定	第百九十七条 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。	める事項は、次に掲げる事項とする。
一 新設合併が効力を生じた日	新設合併が効力を生じた日

規定による手続の経過に法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の二、法第百四十九条の十三及び第百四十九条の十三の二の規定並び

した重要な権利義務に関する事項「新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継」

五 前各号

に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

て内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者とし第二百条 法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号に

- 一 第百六十四条各号に掲げる者
- 二 当該清算投資法人の清算執行人の親族

法第百条第三号に該当する者を除く。) は二以上であったもの(法第百五十一条第六項において準用するいる法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しく行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有して過去二年以内に役員であった者を含む。)、執行役員及び清算執過 当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(二 当該清算投資法人の設立企画人、

四 当該清算投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている

規定による手続の経過に法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の二、法第百四十九条の十三及び第百四十九条の十三の二の規定並び

(新設)

した重要な権利義務に関する事項三(新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継)

前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

四

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

て内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者とし第二百条 法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号に

第百六十四条各号に掲げる者

をいう。以下同じ。) の清算執行人の親族 一当該清算投資法人 (法第百五十条の三に規定する清算投資法人

法第百条第三号に該当する者を除く。) は二以上であったもの(法第百五十一条第六項において準用する行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有して行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有して当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(

兀

킽

益の供与を受けている者り低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利五、当該清算投資法人の清算執行人から無償又は通常の取引価格よ

の一若しくは二以上であったもの数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうち執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半内に役員であった者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、 当該清算投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以

号に該当する者を除く。)
(前号又は法第百五十一条第六項において準用する法第百条第三は使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの去二年以内に役員であった法人若しくはその子会社の役員若しく 当該清算投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過

ったもの
・ 会談には、
・ 会談に、
・ 会談に、 会談に、
・ 会談に、
・ 会談に、
・ 会談に、
・ 会談に、
・ 会談に、 会談に、
・ 会談に、
・ 会談に、
・ 会談に、

九 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

(債権者集会の招集の決定事項)

第二百六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四

者

益の供与を受けている者り低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利五、当該清算投資法人の清算執行人から無償又は通常の取引価格よ

の一若しくは二以上であったもの数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうち執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半内に役員であった者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、当該清算投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以

号に該当する者を除く。)(前号又は法第百五十一条第六項において準用する法第百条第三は使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの去二年以内に役員であった法人若しくはその子会社の役員若しく当 当該清算投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過

ったもの 金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であしくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人であるの委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者若ハ 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集

九 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

(債権者集会の招集の決定事項)

第二百六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四

る事項とする。十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ

第一号に掲げる事項を除く。) 会参考書類をいう。以下同じ。) に記載すべき事項 (次条第一項において準用する会社法第五百五十条第一項に規定する債権者集一 次条の規定により債権者集会参考書類 (法第百六十四条第四項

る。) 規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限めの適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)の日時以前の時の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)の日時以前の時第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百六十四条二

権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その法第五百十七条第一項に規定する協定債権者を行使した場合において、当該同一の議案に対する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項(法第百六十四条第四項において準用する会社法第一項の議案につき法第百六十四条第四項において準用する会社法第一の協定債権者(法第百六十四条第四項において準用する会社

る事項とする。十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限会参考書類をいう。以下同じ。)の日時以前の時の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)の日時以前の時の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)の日時以前の時の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)に記載すべき事項(次条第一項であって、同項において準用する会社法第五百五十条第一項に規定する債権者集の条の規定により債権者集会参考書類(法第百六十四条第四項

) 915 四 第二百八条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱い

第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項五法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条

間を経過した日以後の時に限る。)
法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週前の時であって、法第百六十四条第四項において準用する会社イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(債権者集会の日時以

(投資主による責任追及の訴えの提起の請求方法)

項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とす四十七条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事第二百四十九条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百

) 154四 - 第二百八条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱い

の内容

前の時であって、法第百六十四条第四項において準用する会社イ 電磁的方法による議決権の行使の期限 (債権者集会の日時以第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項五 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八条

間を経過した日以後の時に限る。)

法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週

。)をすることとするときは、その旨 。)をすることとするときは、その旨 。)をすることとするときは、その旨 。)をすることとするときは、その旨

責任追及の訴えの提起の請求方法)

項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とす__十七条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事第二百四十九条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百_

る

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(投資法人が責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法)

を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする十七条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四

- 者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる二 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第
- 者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由三(前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、当該

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取り読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定によ

るූ

- 被告となるべき者
- | 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする十七条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四

含む。) といった調査の内容 (次号の判断の基礎とした資料を

義務の有無についての判断及びその理由前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。) の責任又はて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る二 請求対象者(資産運用会社のうち、法第二百四条第三項におい

該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取り読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定によ

に掲げる行為とする。

除く。)。

「は同法第四百条第四項に規定する監査委員)、役員に対する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを対する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを対にあっては同法第四百条第四項に規定する監査等委員、指名委員会等設置会験の「第二項に規定する監査等委員、指名委員会等設置会際く。)。

- となる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。二(自己又は第三者の利益を図るため、受益者の利益を害すること)
- 一年の方針、運用財産の額又は市場の三第二項第三号に掲げる行為において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用するで法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の三第一項第三号及の法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の三第一項第三号及び法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準定は対象の規定により読み替えて適用するでは、 一年の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引 一第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運
- 用を行うこと。四年他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運

とを内容とした運用を行うこと。させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うこ五(有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加

に掲げる行為とする。

第二百六十九条各号に掲げる行為を除く。)。人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(四項に規定する監査委員)、役員に類する役職にある者又は使用自己の監査役(委員会設置会社にあっては、会社法第四百条第

となる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。二(自己又は第三者の利益を図るため、受益者の利益を害すること)

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運 を除く。)。

用を行うこと。 四 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運

とを内容とした運用を行うこと。させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うこ五 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加

明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。)。 の受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第ことを内容とした運用を行うこと (登録金融機関業務又は宅地建へ)第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行う

特定すること。 |七 信託財産の運用に関し、取引の申込みを行った後で信託財産を|

又は継続することを内容とした運用を行うこと。

又は継続することを内容とした運用を行うこと。

又は継続することを内容とした運用を行うこと。

又は継続することを内容とした運用を行うこと。

又は継続することを内容とした運用を行うこと。

又は継続することを内容とした運用を行うこと。

又は継続することを内容とした運用を行うこと。

社等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことをる危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得几 信託財産に関し、信用リスク (保有する有価証券その他の資産

明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。)。 の受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説 下者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全て物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第ことを内容とした運用を行うこと(登録金融機関業務又は宅地建入 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行う

特定すること。
七 信託財産の運用に関し、取引の申込みを行った後で信託財産を

八

社等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことをる危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得九 信託財産に関し、信用リスク (保有する有価証券その他の資産

内容とした運用を行うこと。

2

内容とした運用を行うこと。

には、適 勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。)には、適3申込みの とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの16価証券の 産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の16、信託財 2 前項(第八号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、信託財

用しない。

- 33 -